【別記４－２】　証明書の様式（例）　※チップ等に加工して販売する場合

番　　号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　年　　月　　日

合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認及び

発電利用に供する木質バイオマスの証明書

　　　〇〇〇〇　　　　殿

　 　（販売先）

事業者の所在地：

事業者の名称：

代表者の氏名：

団体認定番号：

　下記の物件は、以下の項目に該当し、適切に分別管理されていることを証明します。

１．全て「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドラン」に基づき証明された木材のみを原料としていること。

２．全て「間伐材チップの確認のためのガイドライン」に基づき確認された間伐材であること。

３．全て「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」に基づく間伐材等由来の木質バイオマスであること。

４．全て「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」に基づく一般木質バイオマスであること。

※　上述１～４の項目に〇で明記すること

記

１．樹種

２．数慮

３．GHG関連情報（GHG基準適用案件への国内木質バイオマス供給の場合）

（１）原料区分、原料輸送区分

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 原料区分 | 原料輸送区分 | 構成比 | 備　考 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

（２）加工区分

　　　□チップ加工

　　　□ペレット加工（乾燥に化石燃料利用）

　　　□ペレット加工（乾燥にバイオマス利用）

（３）原料輸送区分

　　トラック最大積載量：□1ｔ車以上　□2ｔ車以上　□4ｔ車以上　　□10ｔ車以上　　□20ｔ車以上

　　輸送距離：□ 10km以下　□ 20km以下　□ 30km以下　□ 40km以下

　　　　　　　□ 50km以下　□100km以下　□150km以下　□200km以下

　　　　　　　□300km以下

８．その他必要事項

　※　GHG関連情報については、必要に応じて加除する（例えば、原料輸送を行わない場合は「原料輸送区分」の項目は不要）。

注：　なお、本様式の証明書の作成に代え、既存の納品書等に必要な情報を追加記載することで証明書とすることも可能。